

福岡市確認申請の手引き

(令和8年4月改正)

福岡市住宅都市みどり局建築指導部

はじめに

建築基準法は昭和25年に制定されて以来、数多くの改正がなされ、内容は複雑多岐になっています。平成11年から建築確認・検査が民間機関に開放された一方、平成19年には構造計算書偽装問題の再発防止などを目的とした、建築確認・検査の厳格化が行われています。

福岡市においても、平成19年10月1日に福岡市建築基準法施行条例を施行し、それまで適用されていた福岡県条例の“建築物の敷地と道路との関係”の制限内容を見直しました。

確認審査においては、実務面での必要性から法令では明示されていない部分について基準等を設け、法令の円滑な運用を行っているところですが、日本建築行政会議から、平成21年11月11日に「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」が発行されました。

一方、福岡市を業務区域に含む指定確認検査機関は11機関で、市内に事務所があるものだけでも5機関あり、確認検査業務の適正な実施の観点からも、規制の透明性、公平性が求められています。

確認申請等を行うにあたって、建築基準法を熟知していることはもとより、各種手続き関連規制を十分理解し、対処することは重要な要件です。福岡市では、平成10年6月に確認申請の手引きを作成して以来、平成16年8月には改正版を作成し、その後も追加や部分修正を行ってきました。

本書は、福岡市での運用を集約するとともに日本建築行政会議の「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」などと整合を図ったもので、建築の実務に関わる多くの人に活用され、確認申請等建築にかかる手続きの適切かつ円滑な業務の執行の一助となることを期待しております。

令和8年4月

福岡市住宅都市みどり局建築指導部長

本書の利用上の注意点

本書は、福岡市の建築基準法に係る運用や取扱いを解説したのですが、法や条例改正などにより、掲載している内容が変更になる場合があります。

本書を利用する際は、最新の内容をご確認されますようお願いいたします。また、本書は福岡市のホームページよりダウンロードできます。

福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp>

福岡市ホーム > くらし・手続き > 住まい・引越し > 住まいを買う・建てる >
届出・手続き > 福岡市確認申請の手引き
⇒ [福岡市確認申請の手引き（令和8年4月改正版）](#)

福岡市では、基本的には第1章10に示している文献（日本建築行政会議が発行している「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」及び「建築物の防火避難規定の解説」など）を参考にしています。

このため、本書にはこれらに掲載されていない事項又は追加の説明があるものを掲載しています。また、本書における用語の定義は次の通りです。

法	=	建築基準法
令	=	建築基準法施行令
規則	=	建築基準法施行規則
市条例	=	福岡市建築基準法施行条例
市細則	=	福岡市建築基準法施行細則
建築主事等	=	建築主事又は建築副主事
バリアフリー法	=	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

「福岡市確認申請の手引き」改正履歴

平成10年6月作成
平成16年8月改正
平成19年10月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成21年12月1日改正
平成22年1月27日修正
平成22年2月17日修正
平成22年9月1日修正
平成22年10月12日修正
平成23年6月1日修正
平成23年12月28日修正
平成24年1月5日修正
平成24年4月1日修正
平成25年4月1日修正
平成28年10月31日第3章全面改正
平成29年3月修正

平成30年3月修正
平成30年12月修正
平成31年2月修正
平成31年4月修正
令和元年7月修正
令和元年12月修正
令和3年2月修正
令和4年7月修正
令和5年4月修正
令和6年4月修正
令和7年4月修正
令和8年4月修正